

免許番号 区第129号

漁場の位置 淡路市野島轟木地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

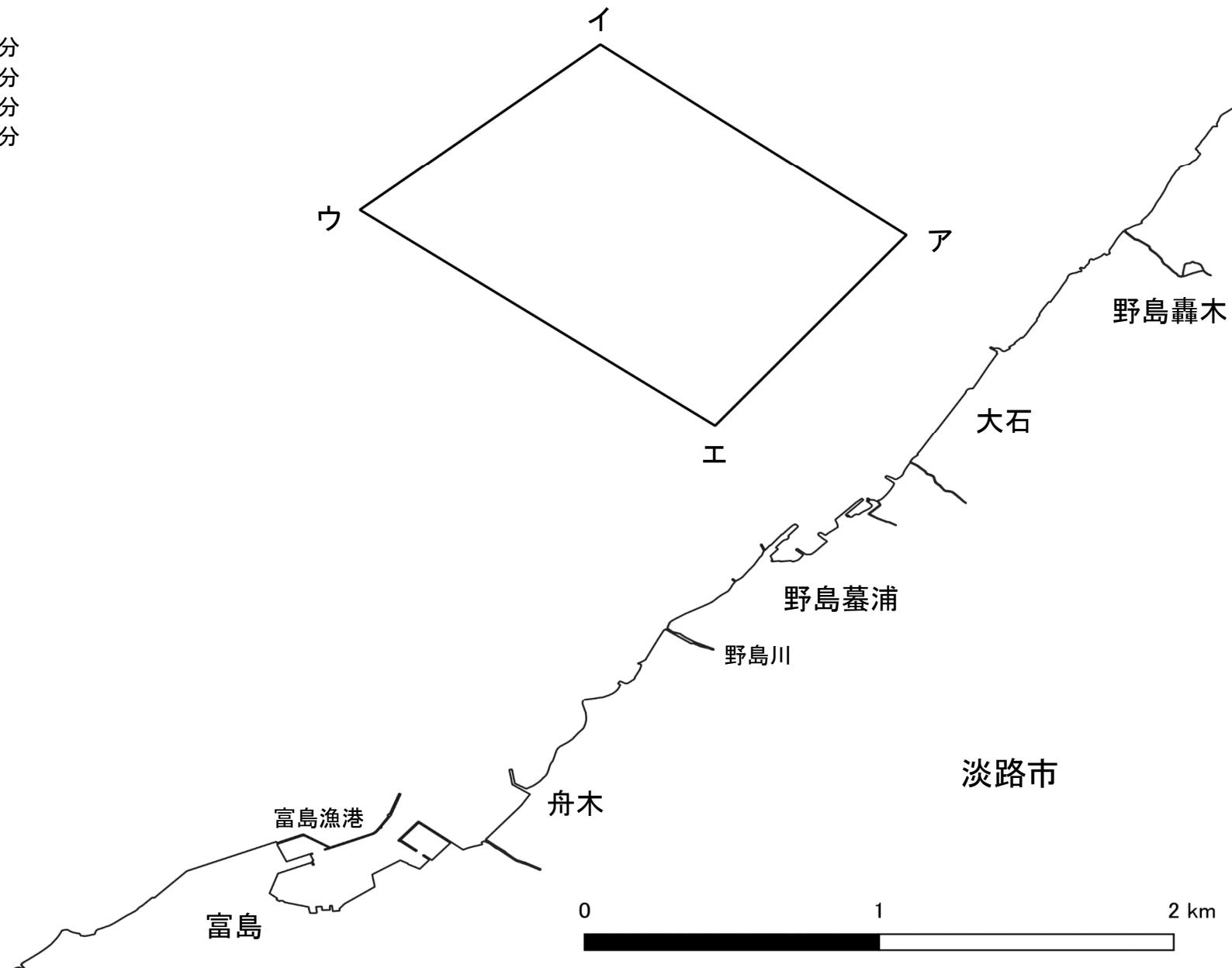
点の位置

ア 北緯34度34.18分、東経134度56.88分

イ 北緯34度34.56分、東経134度56.32分

ウ 北緯34度34.23分、東経134度55.88分

エ 北緯34度33.80分、東経134度56.53分



1	表 示				表示番号	表 示
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日
	漁 場	別紙漁場図のとおり				
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり養殖業 9月10日から5月15日まで				
	主な漁獲物					
	漁業の時期					
制限 又は 条件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。					
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区
順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号
1	淡路市富島字小倉浜940番地先 富島漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日					
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第129号	摘要		